

# 中国における商標の譲渡（移転）の要件

北京林達劉知識産権代理事務所（パートナーシップ）（中国知財事務所）

肖 暉  
中国商標弁理士・商標部部长



北京林達劉知識産権代理事務所は2003年に設立された知財代理機構である。商標権、特許権、著作権、不正競争防止など等を巡る知的財産業務全般を大量に取り扱い、数多くの実績および経験を積んでいる。肖 暉氏は2005年に入所し、出願、調査、異議申立、無効審判、届出、更新、譲渡交渉、商標戦略などの商標業務全般を取り扱う。WTR1000により中国における優秀商標弁理士として推薦されている。

## 【概要】

近年、中国における事業戦略上の理由などから、日本企業が取得した商標権を中国企業や自社の関連会社に譲渡するケースや、逆に中国企業から商標権を譲受けるケースが増えている。本稿では、中国における商標譲渡（移転）の概要（対象となる商標、提出方法および必要書類、商標局による審査）、よくある質問について解説する。

## 【詳細及び留意点】

商標権の譲渡とは、法律で許容された範囲内において、商標権者が他人にその所有権を移転することをいう。中国商標法にいう譲渡とは、日本法にいう特定承継（契約譲渡）と一般承継（承継譲渡／移転）を共に含む概念である。中国では、商標権の譲渡は、商標局への譲渡手続および商標局の審査を経て、公告された日から効力を生じる。

## 1. 中国における商標譲渡（移転）の概要

### （1）対象となる商標

現行の中国『商標審査審理指南』（第三部分第十一章 1.4）によれば、譲渡可能な商標は、有効な登録商標または有効な出願商標である。具体的には、以下の4種類に分けられる。

#### ①. 中国における登録商標

中国においては、商標権者は同一または類似の商品について登録された同一または類似商標を一括譲渡しなければならない。つまり、同一権利者が類似している商標を複数保有している場合に、その類似にかかる登録商標を全て譲受人に譲渡しなければならない（『商標法』第42条第2項）。

#### ②. 中国を領域指定したマドプロ国際登録商標

互いに類似する登録商標として、中国を領域指定したマドプロ国際登録商標が含まれる場合、中国における登録商標と同様に、一括譲渡に含めなければならない。実務的には、まず、日本（他国）の商標権者が当該マドプロ国際登録商標の譲渡手続を WIPO へ申請し、中国において一括譲渡手続を行う際に、WIPO に申請した書類の写しとともに説明書類を中国商標局に提出するのが一般的である。なお、当該マドプロ国際登録商標の中国以外の指定国の権利を一括譲渡に含める必要はない。

#### ③. 審査結果が出た出願中の商標

審査結果が出た（初歩査定公告中の商標、拒絶不服審判中の商標、異議申立中の商標を含む）出願商標は、登録商標と同様に一括譲渡しなければならない。（『商標審査審理指南』（第三部分第十一章 1.5）、商標法実施条例第30条第2項）。

#### ④. 出願中の商標

出願中の商標を一括譲渡すべきか否かについて、法律の明文で規定されていないが、実務上、譲渡人の名義で出願された同一または類似商標を一括譲渡することができる。譲渡申請審査中に登録となる場合もあるため、権利化

できる可能性が高い出願中の商標について一括譲渡に含める出願人も少なくない。

また、実務上、譲渡する商標の一部を他人に譲渡する意向がない場合、登録商標の抹消（部分的抹消）／出願商標の取下げ／商品の削減などの方法により、譲渡すべき対象商標を減らすことができる。

## （２）提出方法および必要書類

中国『商標法実施条例』第 17 条第 2 項に基づき、譲渡（移転）申請は「商標局」へ提出しなければならない。現在、中国ではオンラインでの譲渡（移転）申請が主流である。書類の原本の提出が不要となり、カラーの電子データのみで対応できるため、書面提出の場合と比べて、オンライン申請のほうがより簡便である。一方、書面の「商標譲渡証明」を必要とする申請者は、書面で譲渡（移転）手続を行う。

手続上、譲渡と移転は区別されていないが、以下のとおり譲渡では、譲渡人の主体資格証明書類を提出するなど、必要書類に違いがある。

	オンラインで申請する場合 【下記書類はカラーコピーで対応可】	書面で申請する場合 【下記書類いずれも原本要】
譲渡	① 商標譲渡に同意する旨の声明書* <sup>1</sup> (△▲) ② 譲渡人の委任状 (△) ③ 譲渡人の主体資格証明書類* <sup>2</sup> ④ 譲受人の委任状 (▲) ⑤ 譲受人の主体資格証明書類	① 譲渡/移転申請書 (△▲) ②～⑤はオンラインと同じ。
移転	① 商標移転に関する説明書類* <sup>3</sup> (▲) ② 商標権の承継に関する証明書類 (例えば、 譲渡人の閉鎖事項全部証明書) ③ 譲受人の委任状 (▲) ④ 譲受人の主体資格証明書類	① 譲渡/移転申請書 (▲) ②～④はオンラインと同じ。

備考) △：譲渡人の捺印または署名が必要となる場合

▲：譲受人の捺印または署名が必要となる場合

\*1：原則、商標の特定は登録番号だけでよいが、実務上、譲渡人、譲受人の名称、商標登録番号、商標見本、区分を声明書類に記載している。

\*2：日本の法人であれば、通常、法務局から取り寄せた現在／履歴事項全部証明書などの登記簿謄本、日本の個人の場合、署名済個人パスポートを主体証明書類として使用できる。主体資格証明書類に、公証・認証は不要。

\*3：原則、譲渡する商標の特定は登録番号だけでもよいが、日本法人の場合、説明書類には、登録番号のほか、例えば、商標見本、区分、譲渡人がいつ吸収合併により解散し、譲受人が継承したなども記載している。

### (3) 商標局による審査

商標譲渡（移転）の審査期間については、法律に明文で規定されていないが、通常の審査期間は4～6か月である。

商標局は審査を経て、以下の場合、補正通知書を発行する。

- ① 商標局が、必要書類の補充が必要である、あるいは同一または類似商品における類似商標について一括譲渡が必要となるなど判断した場合、補正通知書が発行される。所定の期間内に、補正に回答しなかった場合には、商標法実施条例第31条第2項および第32条第2項の規定により、商標譲渡（移転）の放棄とみなされ、その譲渡申請は承認されない。
- ② 商標局は、譲渡申請時に、混同またはその他の悪影響を及ぼすか否かの審査も行い、その可能性があるとして判断された場合には、補正通知書が発行される。

例えば、多数の商標を登録出願した譲渡人が、複数の商標を異なる複数の相手先に譲渡する場合、商標局は商標の使用証拠または使用意図を証明する資料を提出する旨の補正通知書を発行する。譲渡人が正当な理由なく、商標の使用証拠を提出できない、使用意図を説明できない、あるいは使用証拠が無効である場合には、商標法第42条第3項に該当すると判断され、その譲渡申請は承認されない。したがって、冒認出願を行った出願人から商標を

譲受ける場合、商標局から譲渡を許可されないリスクがあるため、注意する必要がある。

上記審査を経て問題がなければ、商標局は「商標譲渡証明」の発行および譲渡公告を進める。書面申請した場合には、「商標譲渡証明」は書面で発行される。オンラインで申請した場合には、電子版のみが発行される。両者の効力は同じである。

『商標法』第42条第4項に基づき、譲受人は、公告日より登録商標の専用権を享受する。また、有効な出願商標であれば、譲渡公告日より、譲受人の出願商標になる。

## 2. FAQ（よくある質問）

### Q1：譲渡契約の内容をどのように定めれば中国商標局に認められるか？

**A1：**中国商標法 42 条第 1 項には、「登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない」と規定されているが、実務上、商標局は譲渡契約を審査しないため、譲渡契約を提出する必要はない。また、譲渡人と譲受人が共同で捺印または署名した「商標譲渡に同意する旨の声明書」または「商標移転に関する説明書」で対応すればよい。譲渡契約の内容は、当事者間で定めればよい。

### Q2：他人の商標権を譲受ける前の注意点はありますか？

**A2：**実務上、譲渡手続を行う前に、以下について確認する必要があると考える。

1) 対象商標の商標権の正当性（悪意による冒認出願であるか否か）、完全性（共有商標であるか否か）、有効性（拒絶査定、異議申立、無効宣告や不使用取消中であるか否か）、安定性（凍結<sup>\*4</sup>、他人に許諾、抵当に入れているか否か）などを確認する必要がある。登録後に譲渡手続を行うことが推奨されるが、登録前に譲渡手続する場合は、譲渡契約書に登録できない場合についての対応を検討することが得策である。

2) 対象商標の存続期間および更新状況を確認する必要がある。

3) 譲渡人のその同一または類似の商品について登録された同一または類似商標の状況をチェックする必要がある。

4) 実務上、譲渡手続において譲渡契約を商標局に提出する必要はないが、今後の権利、義務を明確にするために、譲渡契約を締結しておいたほうが得策である。また、もし、譲渡人が中国国内の無関係の企業や個人である場合、譲渡人に公証された「商標譲渡声明書」\*5を発行するよう要求することが得策である。

\*4：中国における商標権の凍結とは、商標権者と債権関係を有する民事主体（債権者）が担保を提供し、裁判所に請求することにより、裁判所が「协助执行通知书（執行援助通知）」を出し、商標権者の商標所有権（商標の排他使用权・収益権・処分権・更新登録権・侵害行為を禁止する権利）を凍結する行為をいう。凍結期間中、法律の上では、その商標権を継続して使用することはできない（実務上、債権者と協議の上、商標局が認めた商品や役務において商標を使用することは可能である）。また、他人に商標の使用を許諾することも、商標を譲渡することもできない。登録商標の凍結期間は1年を超えてはならない（「人民裁判所による登録商標権についての財産保全に関する解釈」第一条、第二条）。

\*5：中国では、契約書を公証する場合、契約者双方は一緒に公証役場へ行き、公証人の立会いの下で捺印、サインする必要があるが、実務上、それを実現することはなかなか難しい。そのため、代わりに譲渡人より商標譲渡声明書を発行するのが一般的である。声明書には、声明人は「〇〇商標の商標権者であり、当該商標は譲受人に譲渡することに同意する。」などを明記する。

### Q3：譲渡人が破産手続中の日本企業である場合、どのような書類が必要か？

A3：仮に、譲渡人が破産手続中の日本企業である場合、必要書類は次のとおり。

- 1) 譲渡／移転同意書【破産管財人＋譲受人の押印／署名要】
- 2) 譲渡人委任状【破産管財人の押印／署名要】
- 3) 譲渡人の登記簿謄本【押印／署名は不要】
- 4) 日本の裁判所による破産手続開始決定通知
- 5) 日本の裁判所が発行した破産管財人選任および印鑑証明申請書
- 6) 譲受人委任状【譲受人の押印／署名要】
- 7) 譲受人の登記簿謄本【譲受人の押印／署名要】

**Q4：譲渡人の住所が変更された場合、譲渡手続前に住所変更手続をすべきか？**

**A4：**譲渡申請書に記載された譲渡人の住所は、商標出願人／商標権者の住所と一致すべきである。そのため、原則、住所変更手続が完了してから、譲渡手続を進めるべきである。過去に、住所変更手続を行わずに、譲渡人が新住所で譲渡手続を行い、指摘されずそのまま許可された場合もあるが、審査官が住所の不一致に気づいた場合、補正通知が発行される。実務上、無関係の第三者から出願や登録商標を譲受ける場合、譲渡手続後の補正に対し協力が得られるか否かは確実ではないため、譲渡手続の前に、まず住所変更手続を行うよう要求することが得策である。

**Q5：譲渡する商標が更新の必要がある場合、先に更新手続を行うべきか？**

**A5：**譲渡手続と更新手続は同時に進めることが可能である。ただし、通常、審査官は、譲渡審査を一旦保留し、更新申請が許可された後に譲渡審査を再開するため、譲渡申請の審査期間が通常より長くなる可能性がある。

【ソース】

中国商標法

[https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202106/t20210609\\_6488.html](https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202106/t20210609_6488.html)

中国商標法実施条例

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art\\_96\\_28188.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/9/14/art_96_28188.html)

中国商標審査審理指南（第 462 号）

[https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202112/t20211203\\_6495.html](https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202112/t20211203_6495.html)

中国商標法（日本語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law\\_2\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law_2_jp.pdf)

中国商標法実施条例（日本語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf)

「人民裁判所による登録商標権についての財産保全に関する解釈」

<http://gongbao.court.gov.cn/Details/da899be664055961c1f8f6eaab01e2.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)